高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成一七年一一月九日法律第一二四号)(衆)

一、提案理由(平成一七年一〇月二八日・衆議院本会議)

鴨下一郎君 ただいま議題となりました高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、高齢者虐待が深刻な状況にあること等にかんがみ、虐待を受けた高齢者に対する保護の措置等を定めることにより高齢者虐待の防止を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、この法律において、高齢者虐待の定義を行うこと、

第二に、生命等に重大な危険があると思われる高齢者虐待を発見した者は、速やかに 市町村に通報しなければならないこととするとともに、通報を受けた市町村は、その者 を一時的に保護する措置等を迅速に講じなければならないこと、

第三に、市町村は、養護者の負担軽減のため、緊急の必要がある場合に高齢者が短期 間養護を受けるための居室を確保すること、

第四に、介護施設等の職員は、みずからの施設で高齢者虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならないこととするとともに、通報を受けた市町村長は、 老人福祉法または介護保険法による監督権限を適切に行使すること、

第五に、市町村は、不当な取引による高齢者の財産上の被害について、相談に応じ、 または関係機関の紹介等を行うこと

等であります。

なお、この法律は、平成十八年四月一日から施行することとしております。 以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る二十六日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成一七年一一月一日)

岸宏一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における 審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって 高齢者虐待を防止することが重要であることにかんがみ、虐待を受けた高齢者に対する 保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止等に 関する施策を促進しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長鴨下一郎君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと 決定いたしました。 以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。